

東京都自然環境保全審議会規則

昭和 4 7 年 1 2 月 5 日
規 則 第 2 7 6 号

改正 昭和 5 5 年 1 2 月 1 日規則第 1 7 3 号
平成 1 2 年 3 月 3 1 日規則第 2 0 1 号
平成 1 3 年 3 月 2 9 日規則第 4 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京における自然の保護と回復に関する条例
(平成 1 2 年東京都条例第 2 1 6 号)第 1 2 条第 9 項の規定に基
づき東京都自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織
及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がそ
の職務を代理する。

(部会)

第 3 条 審議会は、専門的事項に関する調査審議を分掌させるた
め、部会を置くことができる。
2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを
定める。
4 部会長は、部務を掌理し、部会の調査又は審議の経過及び結果
を会長に報告する。

(招集)

第 4 条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

(議事)

第 5 条 審議会又は部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の
過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
2 審議会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある
臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ会
長又は部会長の決するところによる。

(補欠の委員の任期)

第 6 条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び
運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 5 5 年規則第 1 7 3 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 1 2 年規則第 2 0 1 号)

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 1 3 年規則第 4 7 号)

この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

資料 2

鳥獣保護とその生息地の保護に特に必要な奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の指定が10月末に期限

概 要

- 指定場所 東京都西多摩郡奥多摩町
- 面 積 1,173ヘクタール
- 更新期間 R6年11月1日～R26年10月31日(20年間)
- 根拠法令 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項
- 指定目的 (地区の特色)
 - ・ コメツガ等の原生的な自然が多く残存
 - ・ 天然記念物のヤマネや絶滅危惧のハチクマなどの良好な生息地として特に重要
- 指定による制限 区域内は狩猟・開発行為禁止

今後の展開

6月17日 本審議会で審議

9月 環境省届出

10月 指定公示 ※奥多摩鳥獣保護区も同時更新

○保護に関する方針

- ・ 鳥獣の生息に必要な自然環境を保全
- ・ 生息及び繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る
- ・ 入山者の影響を最小限にするため、職員や鳥獣保護管理推進員による巡視をするとともに、町や関係機関と連携を図り、普及啓発を図る
- ・ 指定10年後に、モニタリング調査を実施



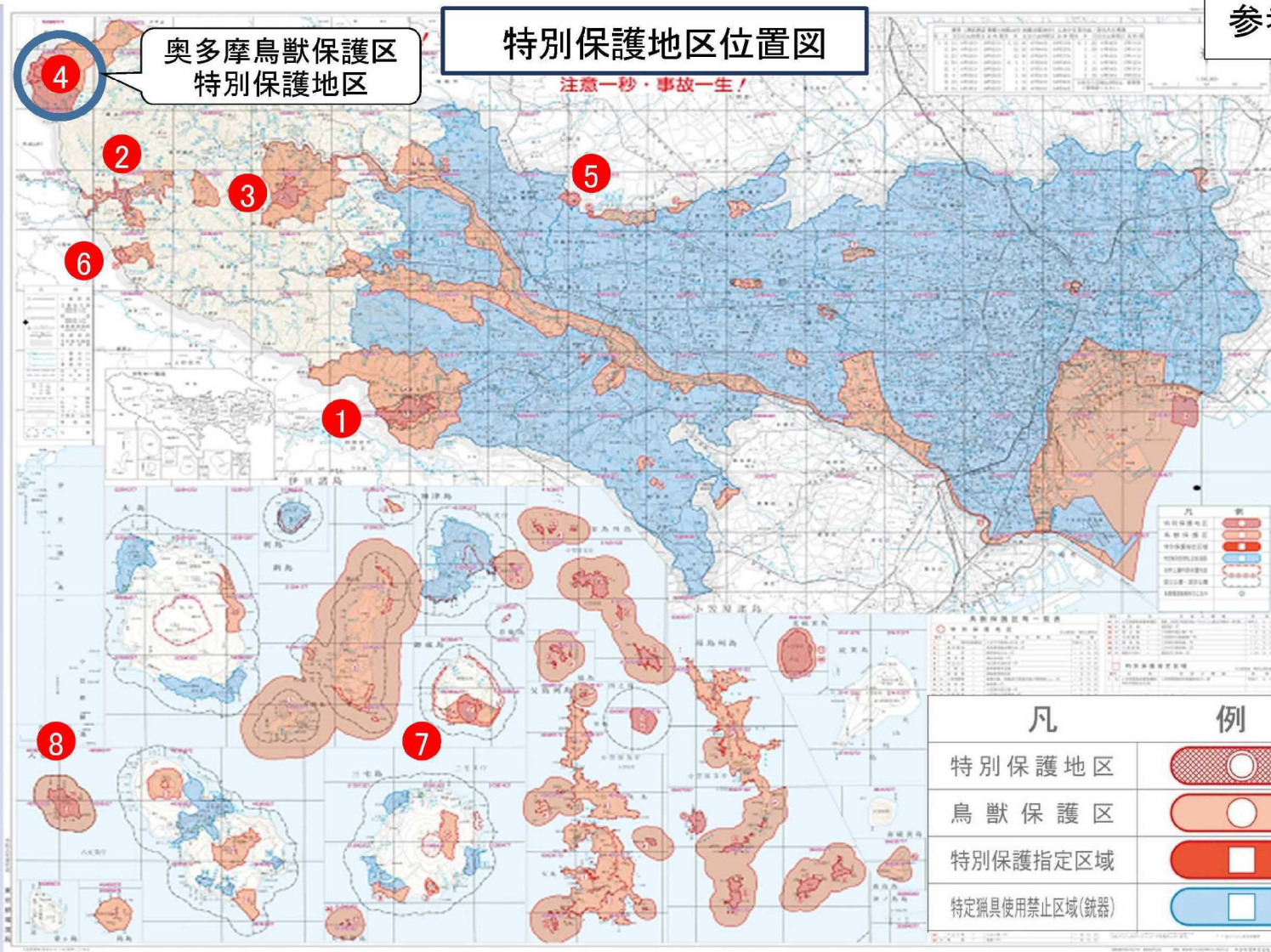
亜高山性樹木

鳥獣保護区及び特別保護地区について

区域	目的	制限	審議会	指定	箇所数
鳥獣保護区	鳥獣保護	狩猟禁止	新規指定・区域拡張する際は、審議会付議	都	39
				国 ※	0
特別保護地区	鳥獣保護・生息地の保護	狩猟・開発行為禁止	新規指定・区域拡張・期間延長する際は、審議会付議	都	8
				国 ※	6

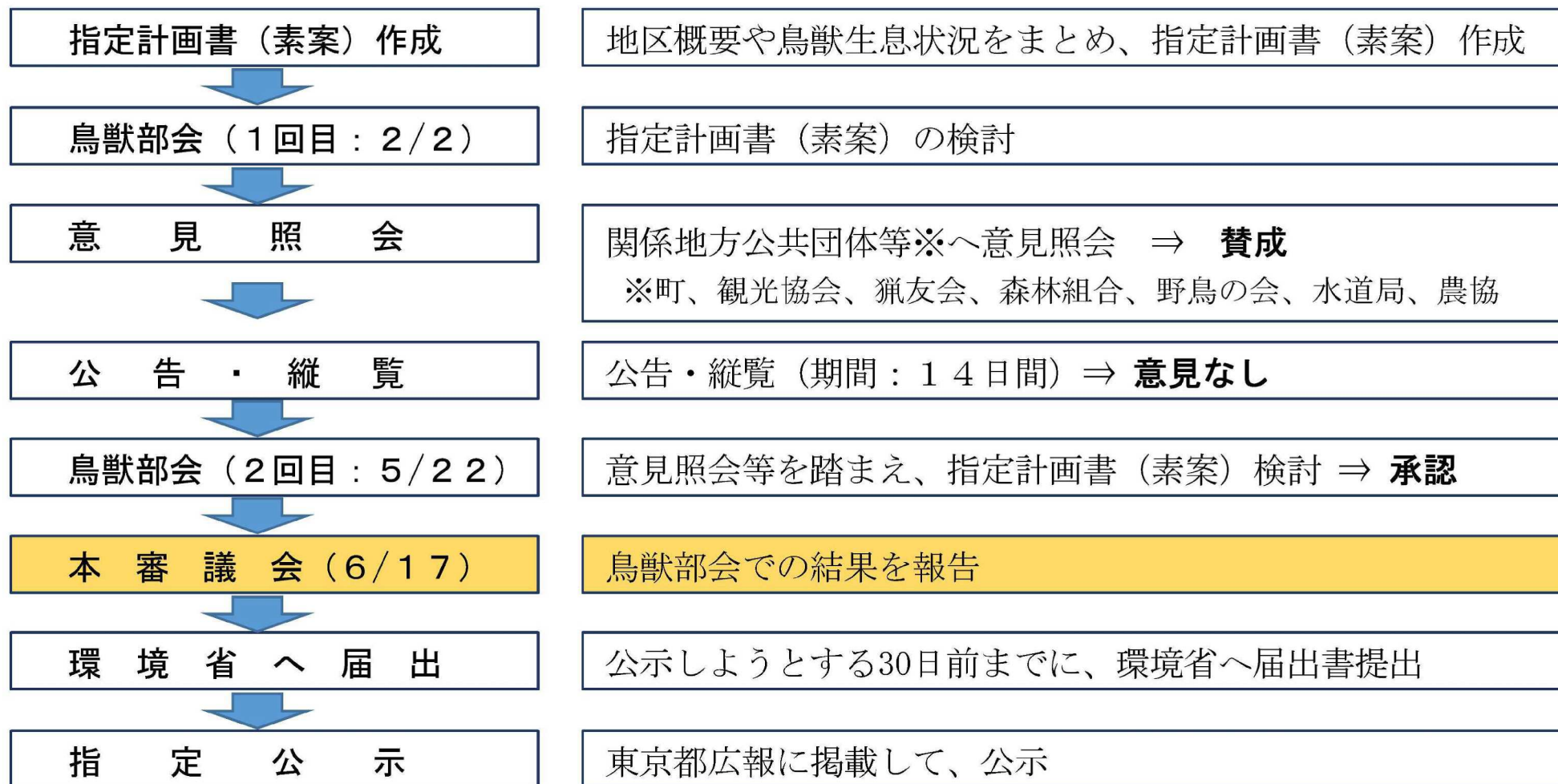
※国際的・全国的な鳥獣保護のため鳥獣保護管理法に基づき国が指定
 ・小笠原諸島（世界自然遺産）、葛西沖三枚洲（ラムサール条約湿地）等

番号	特別保護地区
①	高尾
②	奥多摩湖
③	御岳
④	奥多摩
⑤	村山山口
⑥	三頭山
⑦	御蔵島
⑧	八丈小島



参考 2

奥多摩鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ



東京都指定奥多摩鳥獣保護区
特別保護地区計画書
【指定】

（素案）

令和6年 月

東京都

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

奥多摩鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

東京都西多摩郡奥多摩町所在都有林（東京都水道水源林日原分区）中 38、39 及び 50 から 57 までの林班の区域一円

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 26 年 10 月 31 日まで（20 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

奥多摩鳥獣保護区は、奥多摩町にある雲取山の東部に位置しており、地域一帯の植生はブナやミズナラ等の落葉広葉樹林が主となっている。こうした自然環境において、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているニホンカモシカや東京都版レッドリスト（本土部）において、準絶滅危惧に分類されるアオバトやアオゲラなどの多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、奥多摩鳥獣保護区特別保護地区は、コメツガ等を主とした亜高山性の樹木が優占しており、原生的な自然が多く残されている。また、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているヤマネや東京都版レッドリスト（本土部）において、絶滅危惧ⅠA 類に分類されるハチクマなどが生息しており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、奥多摩鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する方針

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。

(2) 特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き、当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図る。

(3) 入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小限とするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、奥多摩町や関係機関との連携を図り、特別保護地区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

(4) 指定の 10 年後に、生息環境の変化などを把握するため調査を実施する。

3 特別保護地区の区域に含まれる土地の地目別面積及び水面の面積
別表 1 のとおり。

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

標高 2,017 メートルの雲取山を中心とした当該区域は、東京都西部の奥多摩町に位置している。

イ 地形、地質など

当該区域が含まれる雲取山（標高 2,017m）は奥多摩町の北東、埼玉県大滝村・山梨県丹波山村との境にあり、日原川、後山川、大洞川の分水嶺である。

雲取山を含む奥秩父主稜は西南部に高く東及び北に向かって低くなっている浸食山塊で、2,000 メートル以上の高峰 20 数座、1,500 メートル以上の山峰 80 余を数え、独立峰を除く連峰では南、北、中央アルプス、八ヶ岳に次ぐ、高山地帯である。しかし、火山が全くないのが大きな特徴となっている。

雲取山一帯に広く分布する中生代ジュラ紀から三畳紀を示す大滝層群は粘板岩、砂岩、頁岩、石灰岩、角岩、緑色岩、千板岩等がみられる。

ウ 植生の概要

当該区域が含まれる雲取山一帯は、コメツガ、トウヒ、ゴヨウマツ、モミなどの針葉樹に、シラカバなどのカンバ類、ナナカマド、カツラ等の広葉樹を加えた針広樹林の天然林が繁茂し、山頂部の針葉樹とともにシダ、蘚苔類の生育が旺盛で、原始的な森林を構成している。

雲取山山頂直下の石尾根の稜線には、広い防火帯が設けられ山地草原が維持されている。夏から秋にかけて、マルバダケブキ、ウスユキソウ、シモツケソウ、ヤマハハコ、ヤマオダマキ、ハナイカリ、コウリンカ、キリンソウ、クルマユリなどが咲く。

エ 動物相の概要

当該区域が含まれる雲取山一帯には、哺乳類ではキツネ、ニホンリスなどが生息し、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項に規定する天然記念物に指定されているヤマネ、ニホンカモシカや東京都版レッドリスト（本土部）において、絶滅危惧ⅠＢ類に分類されるカグヤコウモリ、クビワコウモリや準絶滅危惧に分類されるツキノワグマなどの貴重な鳥獣の生息も確認されている。鳥類ではオオアカゲラ、カケス、エナガ、ウソや絶滅危惧ⅠＡ類に分類されるハチクマや絶滅危惧Ⅱ類に分類されるキクイタダキなどの貴重な鳥獣の生息も確認されている。

（２）生息する鳥獣類

別表 2、3 のとおり。

（３）当該区域の農林水産物の被害状況

多摩地域を中心に、鳥獣類による植生被害、農林業被害が発生している。特に、当該区域においては、ニホンジカによる植生被害が顕著であるため、被害状況等を監視していく必要がある。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札、案内板を設置していく。また、その他、鳥獣の営巣等のため生息環境の維持・改善を図る。なお、当該地域を管轄する多摩環境事務所で管理する。

別表1 特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

		鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
		既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積		ha	ha	ha	1,173 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
	— 林 野	ha	ha	ha	1,173 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
	— 農耕地	ha	ha	ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
	— 水 面	ha	ha	ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
	— その他	ha	ha	ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既存面積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国所有	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－国営林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－林野庁所管	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－國営林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－文部科学省所管	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－国営林以外の国所有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－農林省所管	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
地方公共団体所有地	0 ha	0 ha	0 ha	1,173 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－郡道村私有地	0 ha	0 ha	0 ha	1,173 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－柳隈林	0 ha	0 ha	0 ha	1,173 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－保安林	0 ha	0 ha	0 ha	1,173 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－市町村有林地等	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－柳隈林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
私有地等	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－柳隈林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－普通林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
－その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	0 ha	0 ha	0 ha	1,173 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆他法令による区域

[illegible]

別表2 特別保護地区内に生息する鳥類リスト

No.	目名	科名	種名	種の指定等の要件				
				I	II	III	IV	V
4	キジ目	キジ科	ヤマドリ				VU	
5	キジ目	キジ科	キジ				NT	
24	カモ目	カモ科	オシドリ			DD	VU	
26	カモ目	カモ科	オカヨシガモ					
27	カモ目	カモ科	ヨシガモ				EN	
28	カモ目	カモ科	ヒドリガモ					
30	カモ目	カモ科	マガモ					
32	カモ目	カモ科	カルガモ					
37	カモ目	カモ科	トモエガモ			VU	DD	
38	カモ目	カモ科	コガモ					
42	カモ目	カモ科	ホシハジロ				VU	
58	カモ目	カモ科	ミコアイサ				EN	
59	カモ目	カモ科	カワアイサ					
62	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ				NT	
74	ハト目	ハト科	キジバト					
78	ハト目	ハト科	アオバト				NT	
127	カツオドリ目	ウ科	カワウ					
137	ペリカン目	サギ科	ミゾゴイ			VU	EN	
144	ペリカン目	サギ科	アオサギ					
147	ペリカン目	サギ科	チュウサギ			NT	NT	
148	ペリカン目	サギ科	コサギ				VU	
184	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ				NT	
185	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス				NT	
187	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ				NT	
188	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ				VU	
189	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			NT	EN	
191	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ					
192	アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ				DD	
193	アマツバメ目	アマツバメ科	ヒメアマツバメ				NT	
244	チドリ目	シギ科	イソシギ				VU	
286	チドリ目	カモメ科	ユリカモメ					
339	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	EN	
340	タカ目	タカ科	ハチクマ			NT	CR	
342	タカ目	タカ科	トビ				NT	
354	タカ目	タカ科	ツミ				VU	
355	タカ目	タカ科	ハイタカ			NT	VU	
356	タカ目	タカ科	オオタカ			NT	VU	
357	タカ目	タカ科	サシバ			VU	CR	
358	タカ目	タカ科	ノスリ				VU	
363	タカ目	タカ科	イヌワシ	天然	希少	EN		
364	タカ目	タカ科	クマタカ		希少	EN	EN	
366	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク				EN	
367	フクロウ目	フクロウ科	コノハズク				EN	
372	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ				EN	
374	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				CR	
378	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン				CR	
383	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ				NT	
385	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ				EN	
387	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ			EN	CR	
390	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ					
392	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ				NT	
393	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ				NT	
397	キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ				NT	
407	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		希少	VU	CR	
412	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	CR	
413	スズメ目	コウライウグイス科	コウライウグイス					
418	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ				VU	

No.	目名	科名	種名	種の指定等の要件				
				I	II	III	IV	V
419	スズメ目	モズ科	チゴモズ			CR	CR	
420	スズメ目	モズ科	モズ				NT	
427	スズメ目	カラス科	カケス					
429	スズメ目	カラス科	オナガ				NT	
431	スズメ目	カラス科	ホシガラス				VU	
435	スズメ目	カラス科	ハシボソガラス					
436	スズメ目	カラス科	ハシブトガラス					
438	スズメ目	キクイタダキ科	キクイタダキ				VU	
441	スズメ目	シジュウカラ科	コガラ					
442	スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ					
443	スズメ目	シジュウカラ科	ヒガラ					
445	スズメ目	シジュウカラ科	シジュウカラ					
457	スズメ目	ツバメ科	ツバメ					
461	スズメ目	ツバメ科	イワツバメ				NT	
463	スズメ目	ヒヨドリ科	ヒヨドリ					
464	スズメ目	ウグイス科	ウグイス				留	
465	スズメ目	ウグイス科	ヤブサメ				NT	
466	スズメ目	エナガ科	エナガ					
477	スズメ目	ムシクイ科	メボソムシクイ				VU	
479	スズメ目	ムシクイ科	エゾムシクイ				VU	
480	スズメ目	ムシクイ科	センダイムシクイ				VU	
485	スズメ目	メジロ科	メジロ					
492	スズメ目	ヨシキリ科	オオヨシキリ				VU	
500	スズメ目	レンジャク科	キレンジャク					
502	スズメ目	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ				NT	
503	スズメ目	キバシリ科	キバシリ				NT	
504	スズメ目	ミソサザイ科	ミソサザイ				NT	
506	スズメ目	ムクドリ科	ムクドリ					
512	スズメ目	カワガラス科	カワガラス				NT	
513	スズメ目	ヒタキ科	マミジロ				VU	
514	スズメ目	ヒタキ科	トラツグミ				VU	
518	スズメ目	ヒタキ科	クロツグミ				NT	
520	スズメ目	ヒタキ科	マミチャジナイ					
521	スズメ目	ヒタキ科	シロハラ					
522	スズメ目	ヒタキ科	アカハラ					
525	スズメ目	ヒタキ科	ツグミ					
530	スズメ目	ヒタキ科	コマドリ				VU	
534	スズメ目	ヒタキ科	コルリ				EN	
536	スズメ目	ヒタキ科	ルリビタキ					
540	スズメ目	ヒタキ科	ジョウビタキ					
549	スズメ目	ヒタキ科	イソヒヨドリ				NT	
552	スズメ目	ヒタキ科	エゾビタキ					
553	スズメ目	ヒタキ科	サメビタキ				NT	
554	スズメ目	ヒタキ科	コサメビタキ				VU	
557	スズメ目	ヒタキ科	マミジロキビタキ					
558	スズメ目	ヒタキ科	キビタキ					
561	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ				NT	
566	スズメ目	イワヒバリ科	カヤクグリ				NT	
569	スズメ目	スズメ科	スズメ					
573	スズメ目	セキレイ科	キセキレイ					
574	スズメ目	セキレイ科	ハクセキレイ					
575	スズメ目	セキレイ科	セグロセキレイ				NT	
580	スズメ目	セキレイ科	ビンズイ					
586	スズメ目	アトリ科	アトリ					
587	スズメ目	アトリ科	カワラヒワ					
588	スズメ目	アトリ科	マヒワ					

No.	目名	科名	種名	種の指定等の要件				
				I	II	III	IV	V
591	スズメ目	アトリ科	ハギマシコ				DD	
592	スズメ目	アトリ科	ベニマシコ				NT	
597	スズメ目	アトリ科	イスカ				DD	
599	スズメ目	アトリ科	ウソ				VU	
600	スズメ目	アトリ科	シメ					
602	スズメ目	アトリ科	イカル				NT	
610	スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ				NT	
617	スズメ目	ホオジロ科	カシラダカ				VU	
618	スズメ目	ホオジロ科	ミヤマホオジロ					
624	スズメ目	ホオジロ科	アオジ					
625	スズメ目	ホオジロ科	クロジ				EN	
1	キジ目	キジ科	コジュケイ ※					
8	ハト目	ハト科	カワラバト ※					
21	スズメ目	チメドリ科	ガビチョウ ※					特定
25	スズメ目	チメドリ科	ソウシチョウ ※					特定
合計	16目	45科	128種	1種	3種	16種	78種	2種

注) 種の指定等の要件

- I 「文化財保護法」で定める天然記念物及び特別天然記念物
特別天然記念物：特天、天然記念物：天然
- II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内希少野生動植物：希少
- III 「日本の絶滅のおそれのある野生生物〔鳥類〕」（環境省編 2020年）
絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅱ類：VU
準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、絶滅のおそれのある地域個体群：LP
- IV 「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）－2020年見直し版－」本土部ランク（東京都 2023年）
絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅰ類：CR+EN
絶滅危惧Ⅱ類：VU、準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、留意種：留
- V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
特定外来生物：特定

「No.」は「日本鳥類目録 第7版」（平成24年9月日本鳥学会）による。

※：外来種

別表3 特別保護地区内に生息する獣類リスト

No.	目名	科名	種名	種の指定等の要件				
				I	II	III	IV	V
5	モグラ目	トガリネズミ科	シントウトガリネズミ				NT	
8	モグラ目	トガリネズミ科	カワネズミ				NT	
11	モグラ目	トガリネズミ科	ジネズミ				DD	
14	モグラ目	モグラ科	ヒメヒミズ				NT	
15	モグラ目	モグラ科	ヒミズ					
16	モグラ目	モグラ科	ミズラモグラ			NT	NT	
18	モグラ目	モグラ科	アズマモグラ					
24	コウモリ目	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ				VU	
25	コウモリ目	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ				NT	
30	コウモリ目	ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ				NT	
33	コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヒメホオヒゲコウモリ				EN	
35	コウモリ目	ヒナコウモリ科	カグヤコウモリ				EN	
39	コウモリ目	ヒナコウモリ科	モリアブラコウモリ			VU	VU	
43	コウモリ目	ヒナコウモリ科	クビワコウモリ			VU	EN	
46	コウモリ目	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ				NT	
48	コウモリ目	ヒナコウモリ科	ウサギコウモリ				EN	
51	コウモリ目	ヒナコウモリ科	テングコウモリ				VU	
52	コウモリ目	ヒナコウモリ科	コテングコウモリ				NT	
56	サル目	オナガザル科	ニホンザル				NT	
57	ネコ目	イヌ科	タヌキ					
59	ネコ目	イヌ科	キツネ					
65	ネコ目	イタチ科	テン					
67	ネコ目	イタチ科	イタチ					
70	ネコ目	イタチ科	オコジョ			NT	VU	
72	ネコ目	イタチ科	アナグマ					
85	ネコ目	クマ科	ツキノワグマ				NT	
86	ネコ目	ジャコウネコ科	ハクビシン ※					
129	ウシ目	イノシシ科	イノシシ					
130	ウシ目	シカ科	ニホンジカ					
132	ウシ目	ウシ科	ニホンカモシカ	特天			VU	
136	ネズミ目	リス科	ニホンリス					
138	ネズミ目	リス科	ホンドモモンガ					
140	ネズミ目	リス科	ムササビ					
144	ネズミ目	ネズミ科	ヤチネズミ				NT	
145	ネズミ目	ネズミ科	スミスネズミ					
146	ネズミ目	ネズミ科	ハタネズミ					
151	ネズミ目	ネズミ科	アカネズミ					
152	ネズミ目	ネズミ科	ヒメネズミ					
159	ネズミ目	ヤマネ科	ヤマネ	天然				
164	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ					
合計	7目	16科	40種	2種	0種	4種	21種	0種

注) 種の指定等の要件

- I 「文化財保護法」で定める天然記念物及び特別天然記念物
特別天然記念物：特天、天然記念物：天然
- II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
国内希少野生動植物：希少
- III 「日本の絶滅のおそれのある野生生物〔哺乳類〕」（環境省編 2020 年）
絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅱ類：VU
準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、絶滅のおそれのある地域個体群：LP
- IV 「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）－2020 年見直し版－」本土部ランク（東京都 2023 年）
絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧ⅠA類：CR、絶滅危惧ⅠB類：EN、絶滅危惧Ⅰ類：CR+EN
絶滅危惧Ⅱ類：VU、準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、留意種：留
- V 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
特定外来生物：特定

「No.」は「日本野生鳥獣目録」（平成 14 年 7 月環境省）による。

※：外来種

「（仮称）自然環境デジタルミュージアム基本構想」

- 生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に向けては、野生生物や生態系に関する自然環境情報を適切に把握していくことが重要
- 「東京都生物多様性地域戦略」（令和 5 年 4 月）において、「都内の自然環境情報の一元化に努めるとともに、それらをデジタル技術を活用したコンテンツで発信する機能を持つ拠点の整備を検討する」と記載
- 外部有識者等からの意見聴取などを踏まえ、ミュージアムの目指す姿や想定する機能、検討の方向性等を基本構想として取りまとめ

検討の背景（現状と課題）

1. 東京の生物多様性の現状

- ・ 東京の生物多様性は、開発による緑の減少や、人間の働きかけの不足による緑の質の低下、外来種や気候変動などの影響を受けている
- ・ これらの背景には、私たちの価値観や消費行動の変化があり、生物多様性の問題解決には、私たちの社会、経済及びくらしのあり方を根本的に変えていく必要がある

2. 生物多様性の保全・回復に向けた課題

- ・ 東京の野生生物や生態系に関する自然環境情報が十分に把握されておらず、科学的知見に基づく現状評価が不足している
- ・ 野生生物に関する貴重な標本資料等の一元的な収蔵と散逸防止が必要である
- ・ これまで保全活動などを担ってきた人材の高齢化などにより、自然環境を守る人材が不足している

⇒ 生物多様性への理解、関心を高め、行動変容につなげるためにも、東京の自然環境情報を一元的に収集し、魅力的に発信する拠点整備が必要

目指す姿（コンセプト）

東京の生物多様性の保全・回復への具体的な行動を喚起・後押し

～人・情報・フィールドをつなげ、“東京ならではの自然観”を共創・発信する～

ミュージアムで想定する機能、検討の方向性

◎東京の生物多様性保全の情報基盤

- ・ 都民参加型調査による野生生物情報の収集
- ・ 東京に集積する研究機関等のネットワークによる専門的知見の活用
- ・ 散逸のリスクのある貴重な標本や文献等の収蔵庫の確保

◎デジタル技術などを活用した迅速・効果的な発信

- ・ デジタル活用により、訴求力の高いコンテンツをタイムリーに発信
- ・ 博物館やイベント等を活用し、あらゆる機会を捉え、デジタルコンテンツを発信
- ・ 誰もが生物多様性を身近に感じられるよう、文化や暮らしとの関わりを発信

◎保全活動など具体的行動を促す拠点

- ・ 教育機関等との連携により、自然環境分野における将来人材を育成
- ・ 生物多様性センター等との連携により、保全活動への参加を促進

事業展開のイメージ

目指す姿の実現に向け、**東京全体が“自然環境ミュージアム”**となるよう、事業展開していく

- 標本資料等の収集・保管及び学習や保全活動実践の場となる**収蔵・連携拠点を整備**していく
- また、デジタルの特性を活かし、収集・蓄積された情報の分析の進捗状況に応じ、**適時にWeb上で公開**していく
- さらには、より多くの都民等にリーチできる**デジタルコンテンツの体感型展示のあり方**についても検討を進めていく

	収蔵・連携拠点	Web（オンライン）	体感型展示
目的	標本等資料の収集・保管及び学習や協働の実践	生物多様性情報（デジタル）のアーカイブ化と発信	デジタルコンテンツ等を用いた普及啓発
主な取組	・ 標本等資料の保管 ・ 収蔵資料やフィールドを活かした実習 ・ 保全等活動主体への専門的助言 など	・ スマホ等による市民参加型情報収集 ・ 野生生物情報や地域知等を集約し、オープンデータ化 ・ メタバースコンテンツの発信 など	・ 他の博物館施設やイベントでの展示 ・ 臨場感をもって東京の自然を体感できるVR展示 など

今後の進め方

- 都民や有識者等の意見を伺いながら、ミュージアムの役割や機能など、詳細な内容（場所・運営方法・体制等）を検討
- 年度内を目途に基本計画を策定

ミュージアムで想定する機能、検討の方向性

参考

情報基盤の構築

■ 都民参加によるデータ収集

アプリを活用し、都民参加で情報を収集し、“デジタル版野生生物目録”を作成

アプリを活用した
都民参加型いきもの調査例



■ 東京に集積する専門知をつなぐ

大学や研究機関等の専門的知見を活用し、情報を収集・分析

都立大と協働した
自然環境情報の蓄積



■ 標本や文献等の収蔵

散逸のリスクのある個人所有の昆虫標本や文献等の収蔵庫を確保

効果的な発信

■ 訴求力の高いコンテンツの作成

メタバース空間での疑似体験など、多くの人の興味や関心を誘うコンテンツを作成

東京の自然を疑似体験できる
メタバースコンテンツ



■ あらゆる機会を捉えたデジタルコンテンツの発信

博物館等と連携したデジタルコンテンツの体感展示やSusHi Tech等のイベントで発信

デジタルを活用した展示
(SusHi Tech Square)



■ 生物多様性と人の関わりを伝える

地域の自然と文化や暮らしとの繋がりを伝え、生物多様性の価値を普及

行動変容の促進

■ 将来人材の育成

教育機関等との連携により、環境教育や自然体験活動を推進し、自然環境分野における人材を育成

環境について学ぶプログラム



■ 保全活動等への参加者の裾野拡大

生物多様性推進センター等との連携により、保全活動などへの参加を促進

フィールドにおける保全活動



デジタル技術で、人・情報・フィールドをつなぐ

2030年ネイチャーポジティブの実現へ